岡山大学研究教授称号の付与の基準等に係る運用要項

［平成３０年９月２７日
学　　長　　裁　　定］

（目的）

第１条　この要項は，岡山大学研究教授称号の付与に関する規則（平成３０年岡大規則第２６号）（以下「規則」という。）第１０条に基づき必要な事項を定める。

（資格要件の運用基準）

第２条　規則第２条第１号の「国際的に認められている論文を執筆していること」とは次の要件のすべてに該当する場合とする。

一　ピアレビューのある雑誌に，直近５年で年間平均１報以上の論文をファーストオーサー，ラストオーサー等の中心的執筆者として発表していること。

二　引用度の高い論文を発表していること（トップ１０％以上）。

三　国際的にも評価されていること（Ｑ１ジャーナルに，過去５年間に１報以上の論文が掲載されていること）。

（注）Ｑ１ジャーナル：分野別にインパクトファクターを並べ，トップ２５％以内のジャーナル（Documents in Q1 Journal）をいう。

２　規則第２条第２号の「大型研究において研究代表者として認められている者」とは次のいずれかに該当する者とする。

一　研究代表者である外部資金が１件１千万円以上（年間）のものを含み合計で２千万円以上（年間）であること。

二　海外の政府又はそれに準じる機関が所管する研究制度により支援を受けた国際共同研究における研究代表者（日本側研究グループの研究代表者を含む。）であること。

三　１千万円以上（年間）の外部資金による国際共同研究の研究代表者であること。

３　規則第２条第２号の「それに準じる者であって大型研究の研究代表者となろうとしている者」とは次のいずれにも該当する者として，研究担当理事，所属部局長及び必要に応じて研究担当理事が依頼する者による審査により認められた者とする。

一　前項各号のいずれかに準じていること

二　原則として１件２千万円以上（年間平均）の外部資金を研究代表者として申請しようとしている者であること。ただし，国際共同研究についての外部資金申請時の取扱いについては，上述の審査の中で判断する。

（研究教授の申請の時期）

第３条　規則第３条に係る申請については適宜行うことができるものとする。ただし，次年度に交付される外部資金ついて，前年度中の申請が必要な場合は，当該外部資金への申請を行う年度又はその前年度における外部資金の実績により申請することができる。

（間接経費についての特例）

第４条　規則第６条に基づき，国立大学法人岡山大学における外部資金に係る間接経費取扱要項（平成２１年１月８日学長裁定。以下「間接経費取扱要項」という。）第３条の規定については，次のとおり運用する。

一　研究教授がその称号を利用できる期間において新規に獲得した間接経費取扱要項第３条の適用となる外部資金（間接経費の割合が３０％のものに限る。）に関し，初年度分については「全学分」を５５％とし，「部局分」を４５％とする。「部局分」としている４５％のうち，５ポイントに相当する金額は当該研究教授に配分する。

二　研究教授がその称号を利用できる期間において前号の適用を受けた外部資金が継続している場合には，次年度以降の「全学分」を５８％とし，「部局分」を４２％とする。「部局分」としている４２％の２ポイントに相当する金額は当該研究教授に配分する。

附　則

１　この要項は，平成３０年１０月１日から施行する。

２　この要項は，平成３４年３月３１日をもって廃止する。